

## 憲法 9 条解釈のポイント（政府解釈を前提として）

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、1国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、2国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
3前項の目的を達するため、陸海空軍その他の4戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### ポイント 1 「国権の発動たる戦争」に関連して

「国権の発動たる」は、「国家の行為としての」という意味の「戦争」にかかる修飾語に過ぎない。「国権の発動たる戦争」とは、「国家の行為としての国際法上の戦争」というような意味で、単に「戦争」というのとその意味は変わらない。

国連憲章 4 3 条の国連軍（が仮に構成された場合）のように、国際的合意に基づき国際的に協調して行われる場合は、9 条に反しない（国連の権威の下で行われる武力行使は「国権の発動」ではない。）との見解も存在するが、政府は、国際的な平和活動に係るものであったとしても、「武力の行使」等を我が国として行うことは許されないとする。

### ポイント 2 「国際紛争を解決する手段としては」に関連して

政府見解・多数説は、国際法上の通常用語例（例えば不戦条約 1 条）を踏まえ、「国際紛争を解決する手段としての戦争」は、「国家の政策の手段としての戦争」と同じ意味で、具体的には侵略戦争を意味するとしている。この限りにおいては、本項では、自衛戦争、制裁戦争は放棄されていない。

戦争放棄ニ関スル条約（昭和 4 年条約第 1 号）1 条  
締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言ス

### ポイント 3 「前項の目的を達するため」に関連して

（この文言は、帝国議会の衆議院での修正により加えられたもので、「芦田修正」といわれる。芦田均議員は、衆議院帝国憲法改正小委員長を務めた。）

- 芦田議員は、後年、内閣憲法調査会（昭和 3 2 ~ 3 9 年）で、この文言は、自衛のための戦力を保持できる趣旨を明らかにするため挿入したと述べている〔 〕。この見解は、「前項の目的」を「国際紛争を解決する手段としては（侵略戦争の放棄（ポイント 2 参照）」に重点を置いて解釈するもの。

〔 〕もっとも、帝国議会の審議の際には、そのような趣旨の修正であるとの説明はなされていない。

政府見解・通説は、「前項の目的」を、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を含め、1 項全体の趣旨を受けたものと解し、一切の戦力保持を否定する（ポイント 4 参照）。

### ポイント 4 「戦力」に関連して

- 吉田内閣当時は、「戦力」を、近代戦争遂行能力、あるいは、近代戦争を遂行するに足る装備編制を備えるものと定義していた。

しかしながら、鳩山内閣当時、自衛権を認める憲法解釈を示し、自衛隊法が制定された後である昭和 2 9 年 1 2 月以来、一貫して、「自衛のため必要な最小限度を超えるもの」と定義している。

### 補足 1 「自衛権」（個別的・集団的）に関連して

- 政府は、憲法 9 条 1 項は、独立国家に固有の自衛権までも否定するという趣旨のものではないとして、個別的・集団的を問わず、自衛権を有することは、主権国家である以上、当然であるとする。（その憲法上の根拠として、前文の平和的生存権や 1 3 条の趣旨を挙げる答弁もある。）

その上で、政府は、憲法 9 条（1 項・2 項全体）の下で許される自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度にとどまるべきであり、集団的自衛権の行使は、その範囲を超え、許されないとする。

（その理由として、集団的自衛権は、我が国への武力攻撃に対処するものでなく、他国への武力攻撃を実力で阻止するものであるため、国民の生命等が危険に直面している状況下で武力を行使する場面とは異なることを挙げている。）

### 補足 2 憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を認めることについて

集団的自衛権の行使に係る憲法解釈を変更することについて、「（政府の憲法解釈は）それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたもの」であり「自由にこれを変更することができるといふ性質のものではない」とし、その上で、「政府がその政策のために従来の憲法解釈を基本的に変更することは、政府の憲法解釈の権威を著しく失墜させますし、ひいては内閣自体に対する国民の信頼を著しく損なうおそれもある、憲法を頂点とする法秩序の維持という観点から見ましても問題がある」としている。（衆・予算委 平 8.2.27）

解釈に議論がある点の立法的な解決方法として、「仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ない」との答弁もある。（衆・予算委 昭 58.2.22）